

事務連絡
令和4年9月20日

各
都道府県
市町村
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
予防接種担当参事官室

公金受取口座を活用した公金給付の実施に向けて（その2）

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の円滑な運用については、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

公的給付支給等口座（以下「公金受取口座」という。）を活用した公的給付の支給等を実現するために、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（令和3年政令第345号）」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年デジタル庁令第10号）」が令和3年12月24日に公布され、各給付制度における公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に向けた必要な対応事項等について、別添1のとおり「公金受取口座を活用した公金給付の実施に向けて」（令和4年3月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室・結核感染症課連名事務連絡。以下「3月17日事務連絡」という。）で御連絡したところです。

3月17日事務連絡においては、公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施について、開始日を「令和4年10月開始（中略）が予定されて」いることとしていたところ、今般、デジタル庁より、別添2のとおり開始日を令和4年10月11日とすることが示されたので、お知らせします。

各自治体におかれましては、別添1、2を御確認の上、各種申請様式等については別添3を御参考に適宜修正していただくようお願いいたします。

（参考資料）

- ・別添1 公金受取口座を活用した公金給付の実施に向けて（令和4年3月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室・結核感染症課連名事務連絡）
- ・別添2 公金受取口座情報の提供開始について（令和4年9月9日付けデジタル庁デジタル社会共通機能グループ事務連絡）
- ・別添3 各種申請様式等における記載例